

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-10159
(P2004-10159A)

(43) 公開日 平成16年1月15日(2004.1.15)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 25/20	B 6 5 D 25/20	3 E 0 6 2
B 6 5 D 75/28	B 6 5 D 25/20	3 E 0 6 7
B 6 5 D 77/28	B 6 5 D 75/28	3 E 0 6 8
B 6 5 D 85/08	B 6 5 D 77/28	
	B 6 5 D 85/08	

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2002-169427 (P2002-169427)	(71) 出願人	000002897 大日本印刷株式会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(22) 出願日	平成14年6月11日 (2002.6.11)	(74) 代理人	100111659 弁理士 金山 聡
		(72) 発明者	網 健作 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	赤田 正典 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	玉井 亮一 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ストロー付きボトルネッカー

(57) 【要約】

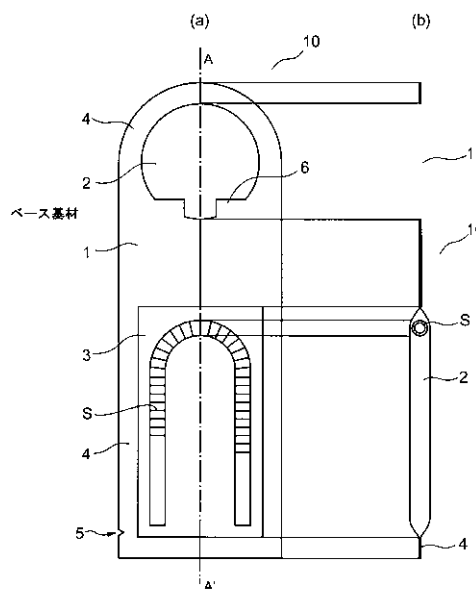
【課題】 ボトル飲料から内容液をストローで飲めるようストロー付きボトルネッカーを提供する。

【解決手段】 ボトルネックへの挿着手段として開口部2を設けたボトルネッカーであって、開口部2以外の所定の位置に、4方シール袋に相当するストロー収納部3を設け、その中に少なくとも中央部に蛇腹加工を施したストローSをコンパクトに収納させる。

また、前記開口部2以外は、情報標示部分として利用し、ボトルネッカーが本来有する情報媒体としての機能はそのまま残す。

また、開口部1の径をボトルネックが通過する最小に留め、開口部1の端縁に開口部の中心に向かって突出する突出片6を設けるようにしてもよい。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ボトルネックへの挿着手段として開口部を設けたボトルネッカーであって、該ボトルネッカーの所定の位置にストロー収納部が形成され、該ストロー収納部にストローが収納されていることを特徴とするストロー付きボトルネッカー。

【請求項 2】

前記ストロー収納部に収納されるストローが、少なくとも中間部に蛇腹加工を施したことを特徴とする請求項 1 記載のストロー付きボトルネッカー。

【請求項 3】

前記ストロー収納部をも包含する前記開口部以外のすべての表面領域における所定の位置に情報標示領域が形成されていることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載のストロー付きボトルネッカー。 10

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、個々の飲料用ボトル製品に挿着されるボトルネッカーに関し、特にボトルネッカーにストローが添付されたストロー付きボトルネッカーに関する。

【0002】**【従来の技術】**

ボトルのボトルネックに挿着されて使用されるボトルネッカーは、商品広告、内容標示等情報標示領域を有する情報媒体として使用され、紙、板紙によるものが主体であったが、近年、トレーディングカードやキャラクター商品等をベタ付けのプレミアム商品として収納できるようにした小袋包装袋を兼用するプラスチックフィルムによるものも使用されている。 20

飲料用のボトル製品には、場合によってストローを必要とする場合があるが、個々のボトル製品にストローを付けることは、小型紙容器による飲料製品と異なり、主として取り付けの困難さ、物流に支障をきたす等の理由から一般化していない。

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

近年、小型のボトル飲料容器、特にペットボトルがインドア、アウトドアを問わず使用されているが、その利用時にはラッパ飲みが一般的であって、特に子供の場合は、内容液をこぼし易く、衛生的にも問題がある。また、かかる飲み方は、ドライブ中においては一時的に視界が遮られて危険を伴う問題もある。そこで、小型紙容器のようにストローを各ボトルに取り付けようとしても、主として物流上の問題から実現が難しく、またボトルの底までとどく長めのストローを必要とする問題がある。 30

本発明は前記の問題点に鑑みてなされたもので、本発明は、個々のボトル飲料容器に直接ストローを取り付ける代わりに、個々のボトル飲料容器に挿着されるボトルネッカーを介してストローを供給し、このストローを使用して内容液を安全に、衛生的に飲めるようにするためのストロー付きボトルネッカーの提供を目的とする。

【0004】**【課題を解決するための手段】**

前記課題を解決するためになされた本発明によるストロー付きボトルネッカーは、ボトルネックへの挿着手段として開口部を設けたボトルネッカーであって、該ボトルネッカーの所定の位置にストロー収納部が形成され、該ストロー収納部にストローが収納されていることを特徴とするものであり、 40

また、前記ストロー収納部に収納されるストローが、少なくとも中間部に蛇腹加工を施したことを特徴とするものであって、

前記ストロー収納部をも包含する前記開口部以外のすべての表面領域における所定の位置に情報標示領域を形成することができる。

【0005】

【発明の実施の形態】

本発明を図面によりさらに詳細に説明する。

図1は、本発明によるストロー付きボトルネックの一実施例の説明図である。

図1(a)は平面図、図1(b)は図1(a)のA、A'断面図である。

本発明によるストロー付きボトルネック10には、図1(a)に示すように、略矩形形状の少なくとも2枚のプラスチックフィルムからなる基材1の一端に設けられたボトルネックに対する挿着手段としての開口部2と他端側にストローSを収納するストロー収納部3とが設けられている。開口部2の周辺部4はヒートシールされている。

ストロー収納部3は、4方シール袋となっていて、ストロー収納部3の周辺はヒートシールされている。そして、ストローSはストロー収納部3の中に密閉状態で収納されている

10

。この4方シールであるが、ストローSの効率的な充填を考慮して、ストロー収納部3の周辺部のうち下部を除く3方をヒートシールしておき、ストローSを開放している下部から充填後、下部をヒートシールするようにしてもよい。

当図において、ストローSは透視可能に描かれているが、実際には、ホワイト印刷インキをベタ刷りしてストローSを透視できないようにし、そのインキ層の上からボトルネックとして必要な標示を印刷することもできる。そうすることによって、開口部2以外の表面領域は全て情報標示領域であって、情報媒体としての本来ボトルネックが有する機能をそのまま持たせることができる。

また、ストロー収納部3の周辺には、ストロー収納部3を開封するためのノッチ5、あるいは切り込み5が設けられている。

20

なお、開口部2の内径はボトルネックが通過できる最小限度の大きさとし、図1(a)に示すように突出片6を設けておき、ボトルネックへの挿着時にストロー付きボトルネック10が回転しにくくするようにしてもよい。

【0006】

図2は、本発明によるボトルネックの別の実施例の説明図である。

図2(a)は平面図、図2(b)は図2(a)のB、B'断面図である。

本発明によるストロー付きボトルネック10には、図2(a)に示すように、少なくとも2枚以上の矩形形状のプラスチックフィルムからなるベース基材1の略中央に打ち抜かれた開口部2とその周辺にストローSを収納する環状のストロー収納部3が形成されている

30

。すなわち、ストロー収納部3は、図2に示すようなシール袋における略環状の空間部分であって、そのストロー収納部3の内外の周辺部4は、ヒートシールがなされていて、ストローSは密閉状態に収納されている。

このような状態にストローSを密閉充填するには、深絞り包装の技術が適用される。すなわち、ストロー収納部3の形状に応じて形成された凹部を有する真空成形金型を用い、先ず、基材1となる裏側のプラスチックフィルムを真空成形してできた窪みの中に略円形に折り曲げたストローSを押し込みその上から表側のプラスチックフィルムを被せて、少なくとも周辺部4でヒートシールするようにすればよい。

図2(a)において、ストロー収納部3の上下に接続する矩形形状の延長部分は、ボトルネックが本来有する情報媒体として機能する情報標示部分である。この部分は、必ずしも両側になくてもいずれか一方にあればよい。さらに、必要に応じてストロー収納部3とその周辺部4も情報標示部分として使用してもよい。図2において、ストローSは透視可能に描かれているが、図1で示す実施例と同様に、ベタ印刷インキによって透視出来ないようにし、そのインキ層の上から必要な情報を印刷することができる。

40

また、収納部3の周辺には、収納部3を開封するためのノッチ5、あるいは切り込み5が設けられている。

なお、開口部2の内径は、ボトルネックが通過する最小限度の大きさとし、図2(a)に示すように突出片6を設けておいて、ボトルネックへの挿着時にストロー付きボトルネック10が回転しにくくするようにしてもよい。

【0007】

50

図3は、本発明によるストロー付きボトルネックに収納されるストローの説明図である。

本発明に利用されるストローSは、好ましくは、少なくともその中央部に蛇腹加工を施したものであって、両端のストレートな部分は、飲み口と差し込み口になると同時に、両手で持って蛇腹を伸長させるときに有効な部分である。

この蛇腹加工は、図3(a)に示すような連続的に加工したもので、図3(b)に示すような断続的に加工したものでよい。

そして、蛇腹加工部分は、図3(c)に示すように、ストローSに伸縮性と折曲性を付与することができる。従って収納時には、極めてコンパクトなサイズでストロー収納部3に収納することができ、使用時には必要な長さにまで引き延ばして使用することができる。

10

ストローSのサイズは、ボトル容器の大きさ、とそれに挿着されるボトルネックの大きさによって適宜決定すればよい。一例をあげれば、飲み口部は、飲みやすいように40~50mmのストレート部とし、反対側の差し込み側は、引っ張りやすいように20mm程度のストレート部とし、中間部に収納時で85mm程度の蛇腹加工部を施せば、全長が145~155mmのストローSとなる。そして、この中間部は2.7倍くらいに伸長するので、伸長時の全長は290mmとなり、260mmの深さのあるボトルに使用ができる。

ストローSの材質には蛇腹加工性のあるポリプロピレン樹脂の使用が好ましく、またその口径、肉厚は適宜選ぶことができる。

【0008】

20

本発明によるボトルネック用の基材1には、適度に剛性がある印刷適性に優れ、厚みが10~70 μ mの範囲にあって、通常の軟包装材料に使用されている内面にヒートシーラント層を有するものであればどのようなものでもよく、また図2に示した別の実施例の場合のように予め真空成形が必要な場合には成形性のある比較的厚手で剛性のあるプラスチックフィルムが使いやすい。かかる厚めのプラスチックフィルムを使用する場合には、図2(a)に示すように罫線、もしくはミシン目7を予め設けておき、ボトルネックに挿着後両側部が下部に垂れ下がりやすくするようにしてもよい。

また、使用するプラスチックフィルムは、必ずしも単層である必要はなく、内面と外面あるいはそのいずれかのフィルムに積層フィルムを用いるようにしてもよい。

積層構成の一例を挙げれば、例えば、表面から順に次の如きものである。

30

OPP 20m μ / 印刷層 / 接着層(ドライラミネート用) / 蒸着層(光沢層) / CPP 25m μ

ここで、OPP: 2軸延伸ポリプロピレン樹脂

CPP: 無延伸ポリプロピレン樹脂

【0009】

情報標示のための印刷は、通常の軟包装に適用される印刷法であればいかなる方法を採用してもよいが、グラビア印刷法がもっとも効果的である。

本発明によるストロー付きボトルネック10の基材1にプラスチックフィルムを採用する場合に、本発明によるストロー付きボトルネック10は、少なくとも2枚のフィルムによって構成されているので、表面側のプラスチックフィルムの裏面に印刷する、所謂裏刷りが、印刷面の汚れ防止、傷の防止、さらにフィルムの光沢を利用できることから好ましい。

40

【0010】

本発明によるストロー付きボトルネック10は、従来のものと同様に情報提供機能を合わせ有するものである。その標示部分は前述のように開口部2以外の部分であればどの部分を利用してもよい。

本発明によるストロー付きボトルネック10が扱うことができる情報としては、広告商品名、販売会社名、キャンペーン等の告知の他に各製品に固有につけられた「個別ナンバー」、バーコード、インターネットアドレス等の標示もできる。

このインターネットアドレスにアクセスすることによって抽選やゲーム、プレゼント(着

50

メモの無料ダウンロードなど)などのサービスを受けることができる。

また、個別ナンバーから、製造年月日、製造場所、販売場所など製造、販売情報が追跡できる。

さらに、インターネットによるアクセスによって、消費者の属性がわかり、上記の製造情報・販売情報と組み合わせることで、ターゲットを絞ったマーケティングができる。

【0011】

本発明によるストロー付きボトルネッカー10は、以上の実施の態様の記載と図面に限定されることなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内で種々の変形が可能である。

例えば、本発明によるストロー付きボトルネッカーの平面形状は矩形に限定されず自由である。また、ストローの折り曲げ形状も自由である。さらにノッチ若しくは切り込み5の位置も開封可能な範囲であれば何処に設けてもよい。さらにまた、突出片6の形状等も自由に決めることができる。

10

なお、本発明によるボトルネッカーが対象とする飲料容器は、主として350～700mlの範囲のボトル飲料容器であるが、この範囲に限定されることはない。

【0012】

【発明の効果】

本発明によれば、少なくとも中央部に蛇腹加工を施したストローをボトルネッカーにコンパクトに収納することによって、ボトルネッカーを介してストローを供給することができ、またストローを必要な長さに伸長させて、ボトル飲料を安全に、且つ衛生的に飲用することができる。

20

なお、ボトルネッカーにストローを収納させても、ボトルネッカーが本来有する情報媒体としての機能はそのまま保有される。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明によるストロー付きボトルネッカーの一実施例の説明図

【図2】本発明によるストロー付きボトルネッカーの別の実施例の説明図

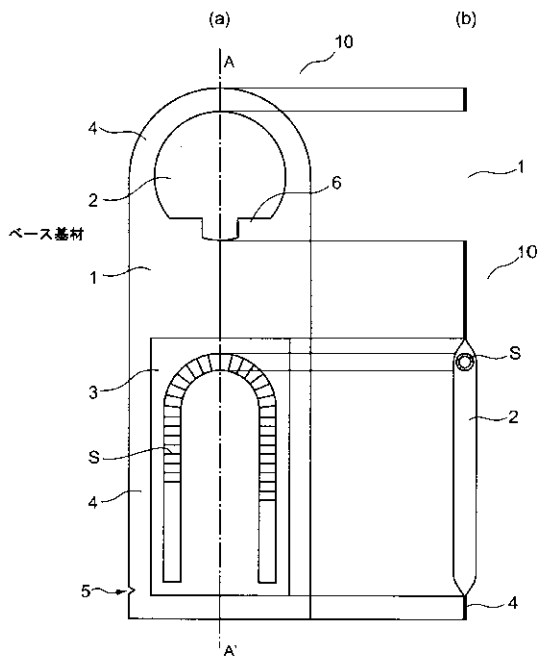
【図3】本発明によるストロー付きボトルネッカーに収納されるストローの説明図

【符号の説明】

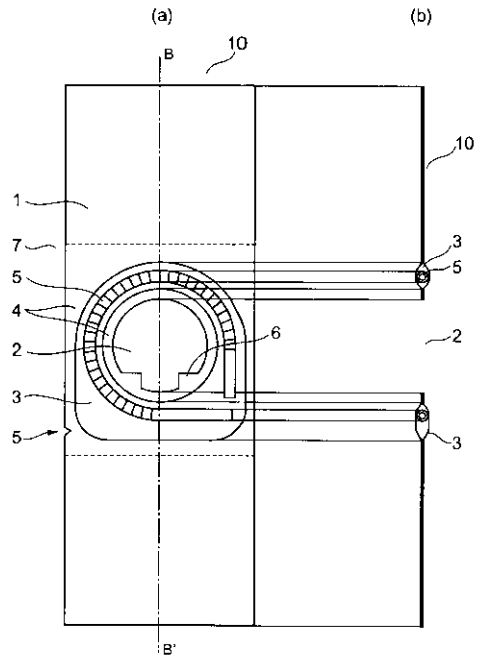
- 1 基材
- 2 開口部
- 3 ストロー収納部
- 4 ヒートシール部
- 5 ノッチ、切り込み
- 6 突出片
- 10 ストロー付きボトルネッカー
- S ストロー

30

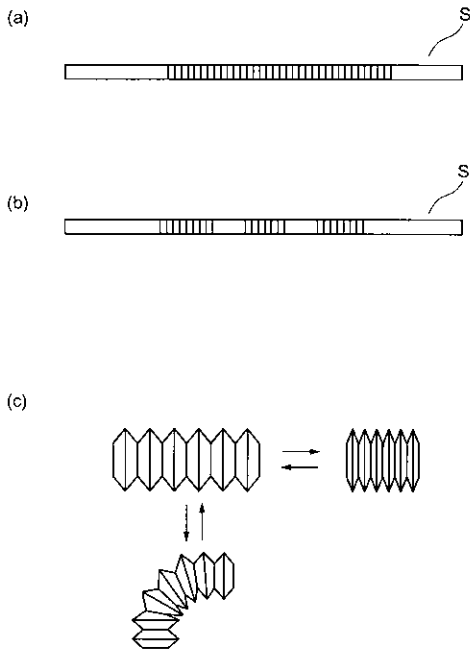
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 3E062 AA09 AB02 BA04 BB03 BB10 DA02 DA06
3E067 AA03 AB26 BA03A EE03 EE24
3E068 AA22 AB03 AC02 BB01 CC26 CD02 CE06